

## 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者委員会設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、国及び鹿児島県が策定する「まち・ひと・しごと総合戦略」を勘案して鹿屋市が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)について調査・検討するため、鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、必要に応じて総合戦略についての調査・検討を行い、その結果を市長に具申する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野の関係者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業
- (2) 行政
- (3) 教育
- (4) 金融
- (5) 労働団体
- (6) 報道
- (7) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、総合戦略の策定及びその実施に係る期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、委員長が認めた者を委員の代理として出席させることができる。

3 会議は、委員（前項に規定する代理出席者を含む。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。